

山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第3項の前払金保証事業の対象となる業務に限る。以下「建設コンサルタント業務等」と総称する。）で、前払金を支払う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 市長は、委託料の額が300万円以上の建設コンサルタント業務等に関し、受託者が法第2条第4項の保証事業会社と業務完成の時期を保証期限とする同条第5項の保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、当該受託者に対し、当該保証契約に係る保証金の額の範囲内で委託料の額の10分の3に相当する額を超えない金額の前金払をすることができる。

2 前項の委託料の額には、同項の規定による前金払（以下「前金払」という。）をした後、業務内容の変更その他の理由により委託料の額が増額した場合（委託料の額が減額した後、更に増額した場合を含む。）における当該増額した金額を含まないものとする。

(端数処理)

第3条 前金払に係る金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(請求)

第4条 前払金を請求する者は、前払金支払請求書（別記様式）及び保証契約に係る保証証書を市長に提出しなければならない。

(支払)

第5条 市長は、受託者から前払金支払請求書及び保証契約に係る保証証書を受領したときは、その日から起算して15日以内に前金払をするものとする。

(前払金の減額)

第6条 受託者は、前金払の後に業務内容の変更その他の理由により委託料の額が減額された場合において、第2条第1項の規定により支払われた前払金（以下「前払金」という。）の額が当該減額後の委託料の額の10分の4を超えるときは、前払金の額から当該委託料の額の10分の4に相当する額を差し引いて得た金額（以下「超過額」という。）を当該委託料の額が減額された日から30日以内に返還しなければならない。この場合において、市長は、超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるとき

は、返還すべき金額を受託者と協議して定めるものとする。

(遅延利息)

第7条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、同条の期間内に超過額又は同条後段の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該返還をしなかった金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。第9条において同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として市長に納付しなければならない。

(保証契約の変更)

第8条 受託者は、前払金をしている場合において、業務内容の変更その他の理由により、保証契約を変更する必要があるときは、直ちに保証契約を変更し、当該変更に係る保証証書を市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、直ちに変更後の委託期間を法第2条第4項の保証事業会社に通知しなければならない。

(使用の制限等)

第9条 受託者は、前払金を当該業務に係る材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 市長は、受託者が前払金を前項に規定する経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、当該受託者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払の日の翌日から返還をする日までの日数に応じ、当該返還すべき前払金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を違約金として市長に納付しなければならない。

(契約解除における取扱い)

第10条 契約が解除された場合における前払金の取扱いについては、山口市が発注する建設工事における前払金の取扱いの例による。

(補則)

第11条 個別の契約において、この要領の規定と異なる定めをした場合は、当該

個別の契約における定めを優先する。

- 2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

年 月 日

(宛先) 山口市長

受託者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
担当者電話番号

前払金支払請求書

保証事業会社の保証証書を添えて下記のとおり前払金の支払を請求します。

記

前払金請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
業 務 名										
履 行 場 所	山口市									
履 行 期 間	着 手 期 日					年 月 日				
	完 了 期 日					年 月 日				
委 託 料 の 額	円									
契 約 年 月 日	年 月 日									

振 込 先 金 融 機 関													
名 称					店 名								
金融機関 コード				店番号		口座 番号							
預金種別	普通 当座	フリガナ		口座名義									

(注) 口座名義欄のフリガナは金融機関に御確認の上、必ず所定の様式で記入してください。